# 指導、勧告の対象となる河川について

## 骨子案の「河川や水路等」の規定

### 6 遵守事項

「河川や水路等(以下「河川等」と言う)」 への投雪により、流水に支障を及ぼしてはな らない



- 守られないときは

#### 7 指導及び勧告

河川等の流水に支障があると認めるときは, 指導することができる。

正当な理由なく指導に応じないと認めるときは、勧告することができる。

### 雪対策審議会での議論

- ○雪出し行為など,雪処理のルール 遵守やマナー向上など市民意識を 高める必要性
- ○雪出し行為は、法令で処分や罰則 の規定があるため、法令につなぐ 前段の措置として指導、勧告の規 定を設ける
- ○道路への雪出し行為は,道路交通 に支障がある場合を対象

## 河川や水路等の定義

## — 「河川等」 -

### 法令に定める河川

- ○河川法で指定
- (一級河川, 二級河川, 準用河川)
- ○旭川市普通河川管理条例で指定 (普通河川)
- ○上記の河川に係る河川管理施設 (ダム,水門,堤防,護岸,樹林帯など)

河川区域 (敷地など) も含め 法令で禁止・罰則の規定あり

## その他の河川や水路等

○法令に定める河川には該当しないいわゆる「社会通念上の川」や 人工的な水流の通路 (小川や沢、農業用水など)

> 定義が幅広い 法令の規制なし

# 河川や水路等への規制の考え方

道路と同様にすべての河川や水路等への投雪を指導,勧告することは困難。 流水に支障が起きた場合に,

*市民生活等に大きく影響するものを* **指導, 勧告の対象**とする必要

- ○遵守事項として「河川や水路等」への 投雪禁止。
- ○指導や勧告の対象を<u>法令に定める河川</u> とする。
- ○消流雪事業の河川(基北川)など規制 から除外すべき河川もあり、対象は、 規則で定める。